

- ◆第169回中央委員会 2~3面
- ◆連載：困ったときの法律相談 4~5面
- ◆PSI-UP DATEほか 6面
- ◆春闘中央討論集会基調講演ダイジェスト 7面
- ◆第18回自治研賞ほか 8面



賃上げ獲得への期待背に 2026春闘が本格始動

自治労は1月29～30日、東京で第169回中央委員会を開催、2026春闘方針と当面の闘争方針を決定した。参加者数は中央委員、傍聴者を合わせて約500人。物価上昇を上回る賃上げの獲得をめざした春闘が、本格的に始まる。



衆議院選挙の結果は3月号に掲載します

降りしきる雪の中で応援に立つ
岸まきこ参議院議員
(1月31日・札幌市)

1月27日に公示・2月8日投票の衆議院選挙の結果は、本紙の発行日程の都合で3月号の掲載となります。
 厳しい寒さの中で、選挙事務と自治労推薦候補の応援とに奮闘された組合員の皆さまに感謝申し上げます。



今次中央委員会は、突然の解散・総選挙の中での開催となった。

石上千博中央執行委員長のあいさつ(2面に要旨)に続き、一般経過報告、2025現業・公企統一闘争総括(案)、2026年度一般会計・特別会計中間決算報告、監査報告の承認の後、第1号議案・2026春闘方針(案)、第2号議案・当面の闘争方針(案)、第3号議案・2026年

度一般会計第1次補正予算(案)を提案した(2面に要旨)。

2日間の討論では報告について10県本部10人、議案について27県本部27人の中央委員が発言(3面に要旨)。いずれの議案も圧倒的多数の賛成で可決された。

2026春闘が本格的に始動する。賃上げへの組合員の強い期待を背に、すべての単組・県本部で交渉を行い、要求実現をめざす。

自治労2026春闘スケジュール

- 要求書提出ゾーン 2月16日(月)～20日(金)
- 統一交渉ゾーン 3月9日(月)～13日(金)
- 全国統一行動日 3月13日(金)



自治労ホームページ
組合員限定ページ

パスワード: jichi2024

機関紙じちろろバックナンバー
各種学習動画などが満載

自治労の情報をいつもあなたのお手元に



石上千博中央執行委員長あいさつ



物価上昇を上回る賃上げを 官民一体で実現しよう

2026 春闘は、実質賃金の低迷が続く中で、物価上昇を上回る賃上げを実現する重要なたたかいです。自治体単組と公共民間単組が連携して労務費等の適正な価格転嫁などに取り組み、中小・地場の賃金水準の底上げへとつなげましょう。

公務職場では人材確保難が続き、長時間労働が常態化しています。また、首長などによるハラスメント問題は、旧態依然とした職場実態を表しています。より良い公共サービス

を安定的に提供するための体制確立と職場環境の改善は、当局の当然の責務です。労働組合として当局の認識を質し、要因分析と対策を追求することも春闘の重要な課題です。

今回の解散・総選挙は国民生活や現場を顧みない大義なき自己都合解散です。「中道改革連合」が掲げる社会像は、自治労がめざす政策とおおむね一致していると判断しましたが、十分に議論が尽くされていない政策があることは事実です。選挙後も継続して中道改革連合の政策に見映反映を強める決意です。

本部方針の提案

■ 第1号議案・2026春闘方針(案)

人員確保を最重点課題に設定 春闘から課題の前進を

自治労 2026 春闘の要求の柱は以下4点。①「人員確保」を最重点課題とし、すべての単組が要求し6月期の人員確保闘争につなげる。②賃金の運用改善、働き続けられる職場の実現のため、1単組1要求の上、交渉に取り組む。③ジェンダー平等の観点からの職場点検を通じて要求・交渉に取り組む。④公共サービ

伊藤 功
書記長



ス民間労働者の賃上げ原資の確保、物価高による行政運営にかかる経費増大への対応として労務費の適切な価格転嫁を推進する。

「あなたの声ではじまる春闘」をキーワードに、職場討議を通じて課題や声を要求とし、1年の取り組みのスタートである春闘から、課題の前進をはかる。

■ 第2号議案・ 当面の闘争方針(案)

産別体制・財政の構造改革については、組織討議の促進と成案化にむけたブロック別県本部代表者会議を開催する。



木村 ひとみ 副委員長

2026 現業・公企統一闘争については、全単組で取り組む闘争であることを再認識を進める。公共の役割を見つめ直し、委託業務についてはサービスの質などを検証・分析し、課題が生じている場合は「再公営化」にむけた取り組みを進める。

政府予算案において前年を上回る水準の地方一般財源総額が確保されたことから、公共サービスの充実や処遇改善、人員確保に取り組む。

■ 第3号議案・ 2026年度一般会計 第1次補正予算(案)

2026 年度一般会計予算について、第1次補正を行う。

支出の部に、退職金支出増による執行予定額との差額 2,000 万円を計上。円安ユーロ高の影響による PSI (国際公務労連) 会費の支出想定額との差額 1,300 万円を計上する。



榎本 朋子 書記次長



自治労総合企画総務局編
A5判 88頁
定価：¥500+税

What's 自治労

あなたと労働組合の出会い

2026年
版

- 1 労働組合って何?
- 2 自治労って何?
- 3 賃金・労働条件のこと
- 4 社会と政治のこと
- 5 全国の仲間と出会える組合ネットワーク
- 6 用語解説

申し込みは

(株)自治労サービス・自治労出版センター
https://www.jichiro.gr.jp/press/
TEL 03-3263-2023 FAX 03-5213-5485



で
ら
ら
きん
COTRA

メリット1

1回あたり10万円までの個人間送金が手数料無料で利用可能!



メリット2

電話番号やメールアドレス宛にメッセージをつけて送金ができる!



メリット3

いつでも自宅にいなから送金可能!



※ご利用にあたっての留意事項等の詳細は、<労金こトラホームページ>をご確認ください。

送金を、もっとお得にカンタンに。

詳しくは、<労金こトラホームページ>をチェック!
(https://www.rakiren.com/rakiren-cotra/)



職場の仲間の声集め 2026春闘に起ち上がる

議案をめぐる討論では、確定闘争の総括と2026春闘の推進、産別体制・財政の構造改革と組織強化・拡大などを議論。また、衆議院選挙闘争についても多くの発言があった。



第1号議案

2026春闘方針(案)

春闘の推進について、「県本部の春闘要求アンケートからも、賃金が物価上昇に追いついていないことは明らか。春闘の柱である人員確保は、通年闘争として展開すべく準備している」、「統一闘争の再構築が必要。再任用職員の一時金支給月数の改善は、すべての仲間が結集するために重要」、「再任用職員の一時金支給月数の改善の団体署名に積極的に取り組もう」、「高齢層職員の賃金水準の改善を」などの意見があった。

また、「人勤が出れば自動的に賃金が決まるのではない。春闘を自分ごととしてたたかうことが重要だ」、「医療・介護人材の賃金改善と首長の責任ある対応を求め、2026春闘からたたかいをスタートさせる」との発言があった。

第2号議案

当面の闘争方針(案)

公立病院の経営危機と地域医療再編について、統廃合に対する取り組



みの報告、国の財政支援を求める意見が出された。

また、地域で不可欠な不採算医療を担っている公立病院の、財政難を理由とした賃金改定の未実施を許さないたたかいについて、闘争報告と取り組み強化の意見があった。

会計年度任用職員の雇用更新年限の撤廃と処遇改善の取り組み推進、地域手当制度の抜本的見直しの取り組みについて意見があった。

地方財政確立については、「安易な減税が地方財政に及ぼす影響に警戒し対策の強化を」、「自治法第99条に基く自治体議会意見書の採択の取り組みを広げよう」等の意見があった。

災害時の職員用食料の備蓄について、職場で備蓄するように県の業務継続計画を改正させた報告と、取り組みの全国化の提起があった。

ヘイトスピーチの法規制の強化の必要性を訴える意見、三重県知事による職員採用の国籍要件の厳格化の発言に抗議し撤回を求める闘争の報告があった。

「運動と闘争の強化にむけた産別体制・財政の構造改革（組織討議案）」にかかわり、報告と意見が出された。とりわけ組合費引き上げの提案については、「必要性は理解するが、単組の受け止めは厳しい。段階的な引き上げも検討を」などの意見があった。

1月27日に公示された衆

議院選挙にかかわっては、立憲民主党と公明党の衆議院議員が結集して設立した中道改革連合の候補を支援し、全力で取り組む決意が、多くの中央委員から表明された。

また、中道改革連合の政策に自治労の意見を反映させる取り組みの強化を求める意見があった。

本部答弁 意見踏まえ方針を補強

■ 2026春闘方針(案)

確定闘争の獲得成果に敬意を表し、全国に発信して共有したい。再任用職員の一時金、高齢層職員の賃金水準の改善に、公務員連絡会に結集し制度見直しに取り組む。春闘の取り組みを人勤期闘争につなげる。自分たちの賃金は自分たちで決める構えで、粘り強く取り組む。

■ 当面の闘争方針(案)

発言いただいた課題について、県本部・単組の取り組みに敬意を表しつつ、問題提起を受け止め、闘争方針案を豊富化する。

衆議院選挙では、改憲と軍拡に突き進む自民党・高市政権に対峙し、推薦候補の勝利に総力をあげる。中道改革連合に対しては、労働組合と政党の違いを意識しながら、引き続き自治労の意見反映をはかっていく。

「運動と闘争の強化にむけた産別体制・財政の構造改革（組織討議案）」は、2月に3カ所で開くブロック会議でさらに議論を深める。

困ったときの

法律
相談

カスハラ防止に関する 最近の動き

答える
人自治労顧問弁護士
上田 貴子

相談

事業主のカスハラ防止措置が義務化されると聞きました。組合としてどのような取り組みをすればよいでしょうか。

回答

カスハラに関する法律

事業主にカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」といいます。)防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが法律で義務化されました(労働施策総合推進法33条1項)。改正法は2026年10月1日に施行されます。

同法のカスハラとは、次の①～③の要素(以下「カスハラ3要素」といいます。)を満たすものをいいます。

職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの

事業主は、労働者がカスハラの相談等をしたことを理由とする不利益取扱いをすることを禁止されています(同条2項)。また、同法34条で、カスハラに関する国、事業主、労働者、顧客等の責務が定められています。これらの規定は地方公務員にも適用されます(同法48条)。

カスハラとは

カスハラの内容や、事業主が講ずべき措置の内容等の詳細は、厚生労働大臣が定める指針(「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」)に定められます(同法33条4項)。事業主の同指針違反が労働者の損害賠償請求権を直接基礎づけるわけではありませんが、事業主が指針に沿って十分な防止措置を講じることが、安全配慮義務違反などの判断で考慮される事実となります。

2026年1月20日に指針案要綱(以下「指針案」といいます。)が公表されました。指針案と同様の指針が2月1日に告示され、改正法が施行される10月1日から適用されます。

以下では指針案にそって説明します。

カスハラ3要素①の「顧客等」とは、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指し、今後商品の購入やサービス・施設の利用をする可能性がある潜在的な顧客等も含まれます。施設の利用者だけでなくその家族や施設の近隣住民等も含まれます。

②の「その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えた」言動とは、社会通念に照らし、当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないものを指します。この判断に当たっては、「様々な要素(当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、当該言動の行為者とされる者との関係性等)を総合的に考慮することとされていますが、「言動の内容」または「手段や態様」のいずれか一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でも②に当たりえます。

なお、障害者から労働者に対して障害を理由とする不当な差別的取り扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を求める意思を表明すること自体はカスハラには当たらないとされています。

具体的な②の言動の例は次の通りです。

- イ「言動の内容」が社会通念上許容される範囲を超えるもの
 - (イ)要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求(例:性的な要求や、労働者のプライバシーに関わる要求など)
 - (ロ)契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
 - (ハ)対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

(二)商品やサービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること

ロ「手段や態様」が社会通念上許容される範囲を超えるもの

(イ)身体的な攻撃（暴行、傷害等）

例：殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。物を投げつけること。わざとぶつかること。つばを吐きかけること。

(ロ)精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

例：店舗の物を壊すことやSNS等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって労働者を脅すこと。SNS等のインターネット上へ労働者のプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと。人格を否定するような言動（性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む）。土下座の強要。盗撮や無断での撮影。性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の者に暴露すること等。

(ハ)威圧的な言動

例：大きな声をあげて労働者や周囲を威圧すること。反社会的な言動。

(ニ)継続的、執拗な言動

例：同様の質問を執拗に繰り返すこと。当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。

(ホ)拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

例：長時間に渡る居座りや電話で労働者を拘束すること。

事業主が講ずべき措置

指針案で示された事業主が講ずべき措置は次の通りです。

①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③職場におけるカスハラに係る事後の迅速かつ適切な対応、④職場におけるカスハラへの対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置、⑤①～④とあわせて講ずべき措置として相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じること及び周知、相談等を理由として不利益な取扱いをされない旨の定め及びその周知

指針案では、①～⑤の措置の具体例や留意事項が示されていますので、当局に要求する際に指摘するとよいでしょう。

例えば、①の措置については、カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を「顧客等に周知・啓発することも被害の防止に当たっては効果的と考えられる」とされています。特に地方公共団体では、住民等の理解を得ることが重要です。

また、カスハラが発生し、管理監督者が直ちに適切な対応をすることが必要な場合もあることを踏まえ、予め対処の内容を定めることが求められています。定める対処の内容の例としては「可能な限り労働者を1人で対応させないこと」「顧客等のやり取りを録音・録画すること」「暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること」などがあげられています。

組合の取り組み

公務職場のカスハラは、職員の人格権、地方公共団体が平穩に公務を遂行する権利（千葉地判令和2年6月25日）を侵害し、公平・公正に行政サービスを提供することを困難にします。事業主のカスハラ防止措置義務を定める法の施行前であっても、地方公共団体は職員に対して安全配慮義務や職場環境配慮義務を負い、カスハラ防止はそれらの義務の一内容と考えられることから、当局に対して早期に措置を講ずることを求めるべきでしょう。

カスハラ対策は職員の職場環境に関する事項といえ、組合の交渉の要求に対して当局が管理運営事項だとして拒否することは許されません。むしろ、指針案で事業主は「措置を講じる際に、必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、その運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めることが重要」とされています。労働組合との交渉や衛生委員会を活用することで、労使でカスハラ防止に取り組むべきでしょう。

地方公共団体は、カスハラ対策を講ずる際に住民の権利を不当に侵害しないよう留意する必要があります。特に、「福祉事務所、病院等のサービスが途絶すると生存に影響が及ぶ施設等においては、その利用が途絶しない工夫を行いつつ、カスタマーハラスメント対策を講ずること」等が求められているため（参議院・衆議院附帯決議）、予めよく検討し対処の内容を定める必要があります。前述の指針の内容を参考にしつつ、職場のカスハラの実態を踏まえた、実効的なカスハラ対策を講じるよう求めましょう。

自治労の
カスハラ対応マニュアルは
こちらからダウンロード

※ 2023年2月に作成したものです。



2026年度ジェンダー平等推進 キャッチコピー入選作決まる

2026 ジェンダー平等推進のためのキャッチコピーは募集の結果、入選作品が決まり、闘争推進ポテッカーに採用された。応募総数は211点。自治労本部ではポスターを職場に掲示し、ジェンダー平等推進の啓発等に活用することを呼びかけている。

- 特賞**
- ▶ 「普通はね」それはあなたの普通です
西井 祥則さん（広島・県職連合）
 - ▶ “からかい”はハラスメント。“尊重”がスタンダード
大西 竜郎さん（香川・県本部書記労）
- 佳作**
- ▶ “男だから”“女だから”の前に、“人だから”。 貝持 妃弥香さん（和歌山・県職労）
 - ▶ 家族に必要なのは“ヒーロー”よりも“パートナー” 竹下 智瑞さん（日本年金機構労組）
 - ▶ 使える制度 使える環境 みんなで作るいい職場 濱田 和彦さん（日本年金機構労組）
 - ▶ 寄り添いたい。言葉にできないSOSに。 村部 みどりさん（日本年金機構労組）



Quality public services for all

公共サービスで働く世界の仲間

アメリカの軍事侵攻と ベネズエラの主権侵害を 糾弾する

PSI (Public Services international)

日本語名：国際公務労連。公共サービス労働組合の国際組織。世界150カ国・700組合 3000万人で構成。日本からは自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協が加盟。

国際公務労連 (PSI) は、本日 (1月4日) 未明に発生したベネズエラ・ボリバル共和国に対する米国軍の介入を強く糾弾する。

これらの行為は、ベネズエラ国民の主権、領土保全、自己決定権を侵害するものである。国際法及び国連憲章に対する重大な違反であり、地域の平和と安定に対する危険な前例とリスクをもたらす。

PSI は、さらなる不確実性、不安定性、そして生命・福祉・社会的権利への脅威に直面するベネズエラ国民と労働者階級に対し、深い連帯を表明する。ベネズエラの未来はベネズエラ国民のみに属し、彼ら自身の社会的闘争、民主的プロセス、集団的決定を通じて決定されねばならない。

トランプ政権のこうした行動は、地域諸国の安定、平和、国家主権に

対する直接的な脅威であり、自らの外交政策や利益に同意しない地域の進歩的勢力を威嚇し弱体化させることを目的としている。

トランプ政権は最近アルゼンチンとブラジルの内政に容認できない形で介入してきたが、ベネズエラにおける一夜の行動は、これがエスカレートしたものであり、地域的な利益圏の概念をさらに常態化するものである。これらの介入は二重に危険である。なぜなら、自国の外交政策目標を支持しない国の内政に地域大国が軍事介入することを常態化させるからだ。これは米州諸国に重大な危険をもたらす、他の地域にも危険な前例となる。

PSI は、米国石油企業がベネズエラの石油産業に「非常に強く関与する」とするトランプの発言、およびベネズエラの石油・土地・その他の

エネルギー資源を接続しようとするあらゆる試みを糾弾する。これらの発言は、アメリカの介入はベネズエラ国民の利益に基づくという主張を露呈させ、労働者の利益、平和、人権よりも米国企業の利益を優先し続けていることを浮き彫りにしている。

PSI は以下を要求する：

1. 米国による軍事的侵略の即時停止
2. 危機解決のための外交的手段への回帰
3. ニコラス・マドゥロ大統領及びシリア・フローレス大統領夫人の即時安全確保と自由の保障
4. 国際法及び国連憲章の原則に対する無条件の尊重

(以下、略)

—— PSI 発ニュースの転載記事です ——



2026
春闘中央討論集会
基調講演
ダイジェスト

「弱者を生まない社会」を 創り出すたたかいを

2025年12月8～9日の春闘中央討論集会の基調講演の講師は、慶應義塾大学の井手英策教授。与野党とも減税や給付など「票目当て」の政策を唱えるなか、税を確保し「弱者を生まない社会」を創ることが必要だと提起した。

私は貧困な母子家庭の生まれです。母が生活保護を受給することを拒否していた姿を見て、弱者として助けられることが屈辱を生むことを実感してきました。だから「弱者を助ける」より「弱者を生まない」ことが必要だと考えています。

必要なのは成長よりも保障 ベーシックサービスの無償化を

7月の参議院選挙では与野党とも減税や給付を公約に掲げました。消費税を5%下げても、低所得層への恩恵は乏しいにもかかわらずです。このような中で、外国人排斥を掲げる政党が伸長しました。「自己責任」が蔓延し、既得権を持っているとされたものが妬まれ、叩かれる風潮があるためです。日本では、そんな政治がもう30年も続いています。

問題は「将来不安」をどうするかです。だから、経済成長にすがりつ

く。しかし先進諸国でも平均経済成長率は2%に届かず、家計消費も低迷。世界的な人口減少は必至です。

国民みなが安心して暮らせるように、医療・介護・教育等のベーシックサービスを所得制限なしで無償化すべきだと考えます。働けなくなるリスクは金持ちも同じですから、これは貧しい人だけでなく、誰もが享受できる権利です。このことで、救済される屈辱感をなくせます。

そして、何が基礎的なサービスかは学問的に決まるものではなく、ニーズと民主主義でしか決まりません。この議論の最先端にあるのは自治体です。給食無償化なども地域から始まって、全国化してきました。ここは重要なポイントです。

増税をタブー視するな 税を通して公正な社会を創ろう

「増税を言うと選挙で勝てない」と

言われます。しかし試算しますと、教育、医療、介護などのライフセキュリティのコストの無償化は消費税6%程度の増税で実現します。これは主要先進国の平均程度です。

これによって、介護や教育が無償化され、国民は貯金を消費に回すことができ、経済の新たな循環が生まれます。非正規雇用のカップルが100歳まで生きて、子どもを3人産み育て、病気になっても安心して生きられるのです。税は、「頼り合える社会」を創るための道具です。

日本の政治は今、「極端主義」が台頭しています。対話による合意形成が消え、民主主義が衰弱しています。私は、痛みと喜びを分かち合う社会のために、たたかいたい。皆さんには大勢の仲間がいます。

今日の出会いが、皆さんの希望への発火点となることを願っています。

共済加入で社会貢献!!



未来応援 プロジェクト

団体生命共済

親子共済

団体生命共済(組合員本人・配偶者・子ども契約)および親子共済への新規加入1件につき100円を、自治労共済推進本部から社会課題・地域課題への取り組みを行う団体に対し、寄付などによる支援を行います。

※契約にあたってはパンフレットをご覧ください。不明な点があれば所属する組合にご連絡ください。

こくみん共済coop 全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部 全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

5125V047

こくみん共済 NEWS
coop

日常的な自治研活動の活性化を 自治研賞に「デビュー部門」を新設

自治労は10月に福井県で第41回地方自治研究全国集会(ふくい自治研)を開催する。集会に先立ち、研究レポート・論文の募集が始まった。ふくい自治研を機に優れたレポート・論文を表彰する地方自治研究賞(以下、自治研賞)がリニューアルし、「自治研デビュー部門」が新設された。自治労本部・森友紀政策局長に話を聞いた。



森友紀 政策局長

熊本県本部山鹿市職連合出身

自治研賞は、1989年に故栗山益夫元自治労委員長のご遺族からの寄付を契機に創設され、「自治研活動部門」と「自治研究論文部門」の2部門を表彰してきました。

新設した「自治研デビュー部門」は、初めてレポートを提出する人・チームを対象とし、「ホープフル賞」(各県1)と、「ネクストフューチャー賞」(若干数)として表彰します。副賞はふくい自治研への参加助成とします。

レポート応募を自治研の入口の一つとして機能させることで自治研活動の裾野を広げ、日常的な活動の活性化につなげたいと考えています。

自治研活動は、「何を研究したらよいかかわからない」「自分にはできそうもない」というイメージが強いかもかもしれません。

そこで今回、過去に寄せられた2400本に及ぶレポート・論文の検索機能を搭載した生成AIによるシステム「自治研GPTs」を構築しました。自分の興味に合うテーマを見つけやすくなり、等身大で自治研を進めていくヒントを与えてもらえるので、初めての方でもハードルはかなり下がるのではないかと期待しています。こうしたツールも活用して、1人でも多くの方に、自治研にチャレンジしてほしいと思ってい

ます。

自治研活動が根付く福井で 自分の「自治研」を探してほしい

福井県は自治研活動を応援し合う文化が根付いています。そんな「ふくい自治研スタイル」を皆さんに体験していただきたいです。

自治研中央推進委員会は実行委員会とともに、集会に参加して終わりではなく、集会後の自治研活動を見据えた企画作りを進めています。参加した皆さんが、「自分にもできそうだ」と思ってくれるような空気感を作りたいと考えています。

「わたしの自治研」を探しに、ぜひ福井にお越しください。

月刊自治研 2026
vol.68 no.797

二〇二六年度国・自治体財政の分析
止まらない物価高影響する予算

月刊自治研
2月号

購読お申込み

特集◎2026年度国・自治体財政の分析

解説 インフレ頼みの責任なき放漫財政 財政問題研究会
解説 2026年度地方財政計画と地方財政
コラム 山形発! 財政分析のススメ
流動化する政局、高市政権の財政運営 ほか

定期購読
受付中

編集: 自治研中央推進委員会
TEL 03-3263-0274
発行所: (株)自治労サービス
定価: 838円(本体762円+税10%)

BOOK

「令和ファシズム論」

井手英策

令和ファシズム論
井手英策
この国で
極端へと
逃走する

筑摩書房
2,000円+税

ただたかう財政学者「井手英策さんが放つ「ファシズム論」。本書はこの社会を覆う「不安」の正体を財政史というメスで解剖し、未来への希望を切りひらく試みだ。著者は「ファシズム前夜」のドイツ、日本の社会を、財政から詳細に分析する中から、共通点を見出す。広範な国民の生活不安、財政と金融の一体化、軍事費の増大、議会による予算統制の弱ま

り、「人気取り」政策を競う政党の無節操な相乗りなど。今の日本の政治・社会とそっくりではないか。政党間の垣根は溶解し、「異域同舟」がまかり通り、極端な主張を掲げる政治家・政党が幅を利かせている。

これまでのファシズム論は、ファシスト政党の存在と軍部・有産階級との結び付き、日本においてはこれらと天皇制との関連、独裁政権による反対勢力の弾圧など、主に政治過程、政治思想に焦点を置いた研究が主で、「左派」に特にその傾向が強い。本書はそれと異なり、財政学のアプローチで、いかにファシズムへの道が用意されたかを描き出す。